

# ○国立大学法人埼玉大学研究機構総合技術支援

## センター規程

〔平成24年3月26日  
規則第29号〕

改正 平成24. 9.25 24規則35 平成26. 3.28 25規則58  
平成29. 3.28 28規則37 令和4. 3.17 3規則41

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第2項の規定に基づき、総合技術支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** センターは、各部局等の要請に応え、本学における教育・研究・大学運営の充実・高度化及び教育・研究活動に係る基盤の整備・強化を専門的・技術的に支援し、本学の目的・目標の達成に資することを目的とする。

(業務)

**第3条** センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究活動への直接的支援
- (2) 教育・研究環境の整備・維持に係る基盤的業務
- (3) 教育・研究活動の高度化支援
- (4) 大学運営の効率化・高度化支援
- (5) 技術を通じた地域・社会貢献
- (6) 専門的・技術的能力を向上させるための研修活動等
- (7) その他本学の目的・目標を達成するために必要な専門的・技術的支援

(業務形態)

**第4条** 多様な業務に柔軟かつ的確に対応するため、センターの主要な業務は、必要に応じて業務ごとにプロジェクトを立て、実施する。プロジェクトに関する必要な事項は、別に定める。

(組織)

**第5条** センターは、次の教職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 総括技師
- (3) 主任技師
- (4) 技師
- (5) 専門技術員

**第6条** センター長は本学の専任教員をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合、後任のセンター長の任期は前任者の残任期間とする。

**第7条** 技術職員を統括するため、センターに総括技術長を置き、総括技師をもって充てる。

**第8条** センターに次の系を置く。

(1) 機械建設系

(2) 電気電子情報系

(3) 物質・生命科学系

2 技術職員はいずれかの系に所属するものとする。

3 各系に技術長を置き、総括技師又は主任技師をもって充てる。

(運営委員会)

**第9条** センターの運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(技術長会議)

**第10条** センターの通常業務の管理・運用等に関する事項を審議するため、技術長会議を置く。

2 技術長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研鑽・研修)

**第11条** 技術職員は、担当業務に関連する専門的・技術的能力を向上させるため研鑽・研修に励むものとする。

2 研鑽・研修活動は、センター長の許可に基づき、業務に影響を及ぼさない範囲で、行うことができるものとする。

(事務)

**第12条** センターの事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学総合研究機構技術部規程(平成18年規則第78号)は、廃止する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則35)

この規程は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26. 3. 28 25規則58）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29. 3. 28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 3. 17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。